

(都市計画法及同法施行令臨時特例)

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十年五月十五日)から施行する。

附則 (昭和四〇年八月三十一日政令第二九六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十年九月一日から施行する。

附則 (昭和四二年一月六日政令第三五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

○都市計画法及同法施行令臨時

特例

(昭和十八年十二月二十七日) 勅令第九百四十一号

改正 昭和二〇年二月三〇日勅令第六七一号

同 二二年 三月二〇日同 第一五三号

同 二二年 〇月二日同 第四七六号

同 三〇年 三月三十一日政令第 四七号

朕都市計画法及同法施行令臨時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

都市計画法及同法施行令臨時特例 (昭二勅一五三・改修)

第一条 許可認可等臨時措置法ノ規定ニ基ク都市計画法ノ特例並ニ

今次ノ戦争中ニ於ケル都市計画法施行令ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

(昭二勅一五三・一部改正)

第二条 左ニ掲グル認可又ハ許可ハ之ヲ受クルヲ要セズ

一 都市計画法第三条ノ規定ニ依ル内閣ノ認可

二 削除

三 都市計画法第三十三條第三項但書ノ規定ニ依ル主務大臣ノ認可

四 削除

五 都市計画法施行令第二十八條但書ノ規定ニ依ル認可

六 都市計画法施行令第二十九條ノ規定ニ依ル認可

②都市計画法第十六條第一項及第十九條ノ規定ノ適用ニ関シテハ同法第三条ノ規定ニ依ル都市計画法又ハ都市計画法事業ノ決定アリタル

トキハ内閣ノ認可アリタルモノト看做ス

(昭二〇勅六七・昭三〇政四七・一部改正)

附則

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②本令施行前主務大臣ニ対シテシタル出願ニシテ第四条第一号ニ係ルモノノ処理ニ関スル職權ニ付亦同条ノ例ニ依ル

(昭二〇勅六七・一部改正)

附則

(昭和二〇年一月三〇日勅令第六七一号)抄

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(昭和二年一月二日勅令第四七六号)

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

附則

(昭和三〇年三月三十一日政令第四七七号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和三十年四月一日)から施行する。

(都市計画審議会令)

○都市計画審議会令

(大正八年十一月二十八日) 勅令第四百八十三号

改正

大正二年	五月十九日勅令第二七二号	昭和五年	一月八日勅令第一号
同 二年	五月三〇日同 第二七五号	同 五年	四月十三日同 第二六〇号
同 二年	七月三日同 第三五七号	同 六年	五月十七日同 第五九〇号
同 二年	一月一日同 第四七二号	同 六年	二月二〇日同 第二七号
同 三年	七月二十八日同 第一六四号	同 七年	二月一日同 第七六八号
昭和三年	五月二日同 第八七号	同 八年	七月一日同 第五六五号
同 五年	三月二十八日同 第四二号	同 八年	二月三日同 第九三三号
同 八年	五月二日同 第八五号	同 九年	七月八日同 第四四三号
同 九年	四月十四日同 第九一号	同 一〇年	一月三〇日同 第六七一号
同 一〇年	一月十九日同 第五号	同 一〇年	二月二十四日同 第七一十一号
同 一〇年	六月五日同 第一五八号	同 一一年	一月三十一日同 第六二号
同 一一年	二月二十八日同 第四一十一号	同 一一年	四月一日同 第三二〇号
同 一二年	三月二日同 第二六号	同 一二年	六月七日同 第三〇八号
同 一二年	六月三日同 第二六四号	同 一二年	一月十五日同 第六号
同 一二年	一月二〇日同 第六六三号	同 一二年	六月二十五日政令第一〇三号
同 一三年	五月二十八日同 第三七六号	同 一三年	二月三十一日同 第三三四号
同 一三年	一月三〇日同 第七三五号	同 一三年	八月二〇日同 第二四五号
同 一四年	三月三日同 第四一号	同 一四年	五月三十一日同 第一八八号
同 一四年	一月二日同 第六九四号	同 一四年	七月二十八日同 第二一六号

朕都市計画委員会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

都市計画審議会令 (昭二四政一八八・改称)

(権限)